

平成 30 年 9 月 20 日

学 生 各 位

教 務 課

再履修科目の履修方法について

再履修科目と他に履修を希望する科目の時間割が重複し、どちらかが履修できない場合、下記の条件に該当する場合に限り、他の学科、専攻に開講されている同一科目の履修を認めます。ただし、卒業及び資格取得に支障のない場合は認められません。

記

1. 再履修科目と他に履修を希望する科目は、両科目とも次の①又は②に該当すること。

①卒業要件の必修科目又は選択必修科目

②以下の資格免許取得要件の必修科目又は選択必修科目

社会福祉士、精神保健福祉士、レクリエーション・インストラクター、健康運動実践指導者、障害者スポーツ指導員、C S C S、社会調査士、産業カウンセラー、認定心理士、中学校・高等学校教諭一種免許状
なお、科目名が同一でも、その資格・免許の要件を満たしていない場合があるので注意すること。

以上

※不明なことがあれば、教務課で確認してください。

※以上に該当し、時間割の変更を希望する学生は、教務課で「履修登録特別許可願」を 9月26日(水) 16:30 までに受け取り提出してください。(印鑑が必要です。)

